

## 別表 3

### 玉テレネット料金表

#### 通 則

(届出料金表の適用)

- インターネット接続サービス（以下「玉テレネット」といいます）に関する料金は、この料金表に規定するほか、電気通信事業法施行規則第19条の2に基づき当社が別に定めるところにより適用します。  
(料金等の変更)
- 当社は、玉テレネットに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金に関する費用によります。

#### 利用料金

##### 1. 利用料

###### 1-1. 適用

利用料の適用については玉テレネット契約約款第24条（利用料等の支払い義務）に定めるところによります。利用料の中には、端末接続装置使用料を含みます。

###### 1-2. サービス料金額

基本サービス

玉テレネット（光サービス）

単位：1加入者回線ごと

サービス品目	条 件	料金額（月額）
光プレミアムコース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量100MB ホームページ容量100MB	5,616円（税込）
光スタンダードコース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量100MB ホームページ容量100MB	4,536円（税込）
光エコノミーコース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量100MB ホームページ容量100MB	3,024円（税込）
光ライトコース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量50MB	2,484円（税込）

速度提示

サービス品目	設定速度
光プレミアムコース	下り：1000Mbps 上り：1000Mbps
光スタンダードコース	下り：200Mbps 上り：200Mbps
光エコノミーコース	下り：5Mbps 上り：5Mbps
光ライトコース	下り：2Mbps 上り：2Mbps

※ベストエフォート型

玉テレネット（同軸ケーブルサービス）

単位：1加入者回線ごと

サービス品目	条 件	料金額（月額）
プレミアムコース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量100MB ホームページ容量100MB	5,657円（税込）

玉テレネット料金表

## 別表 3

スーパー コース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量100MB ホームページ容量100MB	4,860円(税込)
スタンダード コース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量100MB ホームページ容量100MB	4,536円(税込)
エコノミー コース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量100MB ホームページ容量100MB	3,065円(税込)
ライト コース	IPアドレス1個 メールアカウント1個 メール容量50MB	2,484円(税込)

### 速度提示

サービス品目	設定速度
プレミアム コース	下り：160Mbps 上り：10Mbps
スーパー コース	下り：30Mbps 上り：2Mbps
スタンダード コース	下り：10Mbps 上り：2Mbps
エコノミー コース	下り：2Mbps 上り：512kbps
ライトコース	下り：1Mbps 上り：256kbps

※ベストエフォート型

## 2. 付加機能使用料

### 2-1. 適用

付加機能使用料の適用については、玉テレネット契約約款第24条（利用料等の支払義務）に定めるところにより  
ます。

### 2-2. 付加機能の種類

#### (1) IPアドレスの追加機能

あらかじめ加入者に割当てているIPアドレスの個数を増加する機能。

#### (2) メールアカウント追加機能

あらかじめ加入者に割当てたメールアドレスのほかに、メールアドレスを追加する機能。

#### (3) ホームページ容量追加機能

あらかじめ加入者に割当てたホームページ容量を拡張する機能。

#### (4) メール容量追加機能

あらかじめ加入者に割当てたメール容量を拡張する機能。

#### (5) メール転送機能

あらかじめ加入者に割当てているメールアカウントによるメール情報を他のメールアカウントへ転送する  
機能。

### 【提供条件】

#### (1) IPアドレスの追加機能

① 当社は、1加入者回線につき当社が別に定める数までのIPアドレスを提供します。

② 当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、IPアドレスの追加、変更、  
その他IPアドレスに関する内容の変更を行います。

#### (2) メールアカウント追加機能

① 当社は、1加入者回線につき当社が別に定める数までメールアカウントを提供します。

② 当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアカウントの追加、変  
更を行いません。

## 別表 3

- ③ 電子メールとして蓄積できる通信の情報量、及び情報の蓄積期間は当社が別に定めるところによります。
  - ④ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。
  - ⑤ ④に規定により、メールアドレスを変更するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。
- (3) ホームページ容量追加機能
- ① 当社は、1 加入者回線につき当社が別に定める数までのホームページ容量を提供します。
  - ② 当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、ホームページ容量の追加、変更、その他ホームページ容量に関する内容の変更を行います。
- (4) メール容量追加機能
- ① 当社は、1 加入者回線につき当社が別に定める数までのメール容量を提供します。
  - ② 当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メール容量の追加、変更、その他メール容量に関する内容の変更を行います。
- (5) メール転送機能
- ① 当社は、1 加入者回線の 1 メールアカウントにつき当社が別に定める数までのメールの転送サービスを提供します。
  - ② 当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールの転送に伴う機能の追加、変更その他メール転送に関する内容の変更を行いません。

### 2-3. 付加機能使用料金額

IP アドレスの追加機能	1IP アドレス追加ごとに (最大 4 個まで)	1, 0 8 0 円 (税込)
メールアドレス追加機能	1 メールアカウント追加ごとに	3 2 4 円 (税込)
ホームページ容量追加機能	100MB の容量追加ごとに	3 2 4 円 (税込)
メール容量追加機能	100MB の容量追加ごとに	3 2 4 円 (税込)
メール転送機能	1 メールアカウント 1 転送ごとに	無料

## 3. 加入料

### 3-1. 適用

加入料の適用については玉テレネット契約約款第 2 5 条（加入料の支払義務）に定めるところによります。

### 3-2. 料金額

項目	内容	金額
加入料	伝送路施設分担金	5 4, 0 0 0 円 (税込)

注.) 当社が別に提供するケーブルテレビサービス既加入者が新たに玉テレネットに加入する場合、加入料は不要とします。

ケーブルテレビサービスと玉テレネットの両方に新たに加入する場合も加入料は、5 4, 0 0 0 円 (税込) とします。

玉テレネット既加入者が、新たにケーブルテレビサービスに加入する場合、加入料は不要とします。

## 4. 工事に関する費用

### 4-1. 適用

工事に関する費用の適用については玉テレネット契約約款 2 7 条（工事に関する費用の支払義務）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払を要する料金の額は、4-2.「料金額」の規定の額に消費税等相当額を加算した額とします。

### 4-2. 料金額

	引込み工事費		宅内工事費
内容	CATV線を軒下の保安器まで引込む工事		保安器から端末接続装置まで宅内配線工事
金額	新規加入者の場合	原則として不要 (加入料を含む)	実 費
	既加入者の場合	実 費	

## 別表 3

### 5. 手続きに関する料金

#### 5-1. 適用

手続きに関する費用の適用については玉テレネット契約約款第26条（手続きに関する料金の支払義務）に定めるところによります。

#### 5-2. 料金額

項目	内容	金額
登録料	初回登録手続き費用	4,320円（税込）
変更手続き料	付加機能の追加及び変更手続きに関する費用	無料
コース変更手数料	コース変更に伴う設定変更費用	3,240円（税込）

### 6. 端末接続装置使用料

端末接続装置使用料は基本サービス利用料に含むものとします。

### 7. 解約・休止・再開等

#### 7-1. 最低利用期間内の解約に伴う解除料

##### 7-1-1. 適用

玉テレネット契約約款第6条（最低利用期間）の最低利用期間は6ヶ月とします。この最低利用期間内に契約の解除があった場合は、解除料が必要となります。解除料は7-1-2.「解除料金額」に定める金額に消費税等相当額を加算した額とします。

##### 7-1-2. 解除料金額

最低利用期間内の 解除料金額	基本利用料6ヶ月分の額の残高
-------------------	----------------

#### 7-2. 利用者が一時中断する場合の利用料の計算方法

##### 7-2-1. 適用

利用を一時中断する場合の利用料の適用については、玉テレネット契約約款第24条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。また、7-2-2.「料金額」に定める通り休止中期間中（1ヶ月単位で最長12ヶ月まで）は端末接続装置をご返却頂き、再開時に工事費を申し受けます。

##### 7-2-2. 再開料金額

再開料金額	備考
4,320円（税込）	端末接続装置 1台あたり